

# 磐田市学習用端末等機器賃貸借仕様書

## 1 件名

令和7年度 磐田市学習用端末等機器賃貸借

## 2 背景・目的

文部科学省の提唱する GIGA スクール構想に基づき、GIGA スクール構想加速化基金を活用した第2期の1人1台学習用端末の整備を行う。

## 3 業務概要

本業務においては、学習用端末（全児童生徒用端末及び予備機）の調達のみならず、導入のための環境設計から構築、納品、賃貸借期間内の通信費、運用・保守、研修、賃貸借終了時の対応等も含めた全てを一括して調達する。

ただし、既存の学習用端末の賃貸借期間に応じて、納期及び賃貸借期間を分けることとする。調達する内容は以下のとおり。

### (1) 学習用端末（付属品等含む）

前期 Chromebook（小学4年生以上）

納期限 2026/3 月末 賃貸借期間 2026/4～2031/3 全 10,671 台

後期 Chromebook（小学3年生以下）

納期限 2026/8 月末 賃貸借期間 2026/9～2031/8 全 4,560 台

### (2) 環境設計・構築

既存環境を元に端末管理ツール、アカウント等の確認、設計

### (3) 納品

### (4) LTE/4G 通信

### (5) 学習ソフトウェア

### (6) 運用・保守

### (7) 研修等

## 4 受託者の要件

本業務の受託においては、以下の要件を全て満たす者とする。

### (1) 静岡県公立学校情報機器整備事業費補助金（公立学校情報機器リース事業）

（以下、補助金という。）に本市とともに申請が可能なこと。直接物件を賃貸できない場合は、対応可能なリース事業者とともに提案し、三者契約も可とする。

### (2) 電気通信事業法第9条に規定されている総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営むもので、本市において移動通信サービスに係る無線局を自ら開設運用していること。

- (3) 市域のほぼ全てが移動通信サービス提供区域であること。
- (4) 市域において通信が微弱な場合は、電波の増強等の対策が実施できること。  
またそれに係る費用等も見込むこと。
- (5) 第1期 GIGA スクール構想において、静岡県内の市町で全台 LTE 通信による導入実績を有すること。
- (6) 共同企業体での提案も可とするが、移動通信サービスを提供するものが代表構成員となり、全体を総括すること。

## 5 賃貸借期間、支払い方法及び留意点

- (1) 賃貸借期間は前期、後期の納品完了に合わせて、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間及び令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間とする。支払いについては各賃貸借期間で翌月払いの均等払いとする。
- (2) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。）が生じる場合は相当する額を減額する必要があることから、本調達では消費税を含まない額での交付申請を予定している。
- (3) 補助金分（補助基準額（1台当たり税抜き50千円）×整備台数（児童生徒分＋予備機）×2/3 と、契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）×整備台数×2/3 のいずれか低い額）は、賃借料に含めないこと。
- (4) 補助金に含まれない部分については、その他費用も含め60か月利用する想定で賃借料に算入すること。
- (5) 補助金の交付時期は、前期納入分についても後期分の完了報告後になることに留意すること。（令和8年11月を想定）
- (6) 賃貸借契約終了後は、無償譲渡とする。

## 6 履行場所

教育委員会が指定する場所に納入または設置すること。

## 7 調達機器等

- (1) 調達数  
機器等の調達数は「別紙1」を参照すること。
- (2) 仕様  
機器等の調達仕様詳細は「別紙2」を参照すること。

## 8 導入にかかる概要

### (1) 基本的条件

- ①本仕様書に記載した全ての要求事項にかかる費用を積算すること。
- ②端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。
- ③納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ④サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- ⑤納入する OS は調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。

### (2) 業務計画書の作成等

- ①受託した際は、速やかに体制図及び業務計画書を提出し、教育委員会の承認を得ること。
- ②受託者は業務内容の詳細について、教育委員会の要望をヒヤリングし協議の上決定すること。また、教育委員会側の作業負担を極力小さくするよう工夫すること。
- ③必要に応じて、打ち合わせを実施し、進捗管理、課題管理を行うこと。

## 9 提出資料

次の表に記載された資料を、賃貸借開始日までに提出すること。

No.	提出資料	提出先
1	機器一覧表	教育委員会
2	納入機器等の保証書	教育委員会
3	各種設定情報	教育委員会
4	マニュアル等運用において必要となる資料	必要な場所

可能な限り電子媒体でも提出すること

## 10 機密の保持

- (1) 受託者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (3) 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、教育委員会に帰属するものとする。

## 11 その他

- (1) 契約開始日からスムーズに運用できるよう、研修はもちろん、受託者の知見、先進自治体の活用事例等を参考に、利用場面に応じた活用方法を提案すること

と。

- (2) 補助金を活用するため、契約締結は県による交付決定後となることを承知すること。
- (3) 不明な事項は、受託者の解釈によらず教育委員会と協議の上対応すること。

【別紙 1】

(1) 納品先一覧

No.	学校名	住所	電話番号
1	磐田北小学校	見付 2352	32-6168
2	磐田中部小学校	中泉 1203-2	32-5101
3	磐田西小学校	中泉 2522-2	32-2275
4	磐田南小学校	千手堂 1356-1	32-2553
5	東部小学校	東貝塚 206	32-2490
6	大藤小学校	大久保 282-1	38-0021
7	向笠小学校	向笠竹之内 391-6	38-0390
8	長野小学校	小島 736	32-5437
9	岩田小学校	匂坂中 987	38-1854
10	田原小学校	三ヶ野 1030-1	32-5445
11	富士見小学校	富士見町 4-9-5	36-0770
12	福田小学校	下太 380	55-2129
13	豊浜小学校	豊浜 9	55-2570
14	竜洋東小学校	中平松 23	66-2034
15	竜洋西小学校	川袋 1900	66-2134
16	竜洋北小学校	堀之内 356	66-1190
17	豊田南小学校	森下 300	32-5273
18	豊田北部小学校	加茂 243	32-3857
19	青城小学校	中田 55	35-4128
20	豊田東小学校	高見丘 57	37-0621
21	豊岡南小学校	上神増 1410	0539-62-2155
22	豊岡北小学校	下野部 158-1	0539-62-2036
23	磐田第一中学校	国府台 39-1	32-6101
24	城山中学校	見付 263-3	32-6108
25	向陽中学校	向笠竹之内 1162-2	38-0339
26	神明中学校	鎌田 2262-74	32-4644
27	南部中学校	野箱 32	35-7575
28	福田中学校	福田中島 3753-1	55-2101
29	竜洋中学校	豊岡 4473-8	66-2324
30	豊田中学校	加茂 243	32-4637
31	豊田南中学校	立野 200	37-3451
32	豊岡中学校	合代島 943	0539-62-2085
33	教育委員会	国府台 3-1	37-4921

## (2) 端末数量

No.	学校名	前期		後期	
		児童生徒機	予備機	児童機	予備機
1	磐田北小学校	388	57	439	67
2	磐田中部小学校	318	47	275	41
3	磐田西小学校	218	33	152	22
4	磐田南小学校	261	39	308	46
5	東部小学校	406	60	354	54
6	大藤小学校	140	21	139	20
7	向笠小学校	69	10	87	13
8	長野小学校	129	19	98	15
9	岩田小学校	56	8	36	5
10	田原小学校	111	17	100	14
11	富士見小学校	317	47	259	39
12	福田小学校	276	41	255	38
13	豊浜小学校	39	6	45	6
14	竜洋東小学校	74	11	60	9
15	竜洋西小学校	207	31	192	28
16	竜洋北小学校	96	14	90	13
17	豊田南小学校	222	33	186	28
18	豊田北部小学校	243	37	248	37
19	青城小学校	249	37	243	37
20	豊田東小学校	162	24	172	27
21	豊岡南小学校	148	22	124	19
22	豊岡北小学校	131	20	104	16
23	磐田第一中学校	532	80	—	—
24	城山中学校	762	115	—	—
25	向陽中学校	237	36	—	—
26	神明中学校	422	64	—	—
27	南部中学校	415	63	—	—
28	福田中学校	330	50	—	—
29	竜洋中学校	432	65	—	—
30	豊田中学校	432	65	—	—
31	豊田南中学校	478	72	—	—
32	豊岡中学校	293	44	—	—
33	教育委員会（教員機）	—	—	—	—
計	790	8,593	1,288	3,966	594

※補助金対象端末数 14,441 台（全児童生徒機＋予備機 15%）

※本稼働時には配置数量が増減する場合があります

(3) 児童生徒及び教職員数

令和7年5月1日現在

小学4年～中学3年生	8,593人	前期納入
小学1年～3年生	3,966人	後期納入
教職員	1,040人	前期納入（一部予備機を兼ねる）

## 【別紙2】詳細仕様

### (1) 学習用端末

仕 様	( ASUS Chromebook CZ11 Flip、 HP Fortis x360 G5 Chromebook、 Lenovo 500e Chromebook Gen 4s と同等 )
OS	Chrome OS (OS の自動更新期限が 2032 年 6 月以降であること)
端末形状	コンバーチブル型
CPU	MediaTek Kompanio 520 と同等以上
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	11～12.5 インチ、タッチパネル対応
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上、Bluetooth
LTE 通信	LTE 通信に対応していること (本体内蔵型)
キーボード	Bluetooth 接続でない日本語、JIS 標準準拠
タッチペン	本体に収納できる純正品とし、充電式であること パームリジェクション機能、または画面に手が触れている状態 でペン入力可能な機能があること
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ インカメラはプライバシーシャッターを備え、アウトカメラ はオートフォーカス機能を備えること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子が一体になっている 4 極端子を 1 つ以上有していること (3 極 2 端子の場合は 3 極 2 端子 → 4 極端子への変換ア ダプタを付けること)
外部接続端子 (USB)	USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery) に対応したポートと USB Type-A のポートをそれぞれ 1 つ以 上有していること (Type-A がない場合は、Type-C から Type-A 変換アダプタを 付けること)
外部接続端子 (映像)	HDMI Type-A 端子を 1 つ以上有していること
バッテリー 稼働時間	10 時間以上
重さ	1.5kg を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
耐久性・堅牢性	MIL-STD-810H 準拠以上とし、120cm 以上の落下耐久が備わっ ていること
端末管理機能	以下の設定をネットワークを介して行うための端末管理機

	<p>能（MDM）を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末にログイン可能なユーザに関する制御設定</li> <li>・ 端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定</li> <li>・ 接続先ネットワークの制御</li> <li>・ 紛失・盗難時の制御設定</li> </ul> <p>※MDM ライセンスは、①CEU または②GGL のいずれかとする</p>
付属品	純正の AC アダプタ
その他	<p>1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること</p> <p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (本調達内のソフトウェア等の機能でも可)</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マルウェアから端末を保護する機能</li> <li>・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい)</li> </ul> <p>2 OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p>

※上記参考品以外を選択する場合は、事前に教育委員会に対し、同等品以上であることの説明を行い、承認を得ること。

## (2) 環境設計・構築

- ①既存環境を元に端末管理ツール、アカウント等の確認、設計、更新を行うこと。
- ②提供される各システムがパブリッククラウド上で提供・利用されるものであること。
- ③クラウド環境の構築に伴いハードウェア・ソフトウェア（ライセンス）の購入が必要な場合は費用に含むこと。
- ④端末管理、アカウント管理においても同様とする。
- ⑤端末管理ツールに端末情報を登録し、学校別・学年別・児童生徒・教員別等、体系的に管理できること。
- ⑥管理者側から、アカウントの追加・削除・変更、児童生徒と担当教員のグルーピングの変更、アカウントに対するアクセス権限の設定、児童生徒の写真や成果物の削除・移動などが効率的に実施できること。また、ユーザ側から勝手に変更、離脱等ができないようにすること。
- ⑦端末のシステムアップデート（パッチ管理）を一括して行えること。
- ⑧ソフトウェアやライセンスの導入、削除等を個別の端末及び全台に実施できること。
- ⑨遠隔での端末ロックや機能制限等が行えること。
- ⑩設定の詳細については、教育委員会と協議の上決定すること。

### (3) 納品

- ①通信用 SIM、端末管理ソフトウェア、学習用ソフトウェア、フィルタリングソフトウェア等をキッティングし、動作確認したうえで納入すること。
- ②機器の搬入・設置に係る要件については、教育委員会及び各校と協議の上進めること。
- ③搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、教育委員会及び各校と協議のうえ、対応すること。
- ④導入した機器には、教育委員会が指定する名称、番号、導入日、リース期間等を記載したテープラベルを貼り付けること。
- ⑤学習用端末については設定完了後、指定する充電保管庫内に納品すること。その際、保管庫内の電源タップに管理番号を記したテープラベルを貼った AC アダプタを取付け、納入各機器に接続すること。
- ⑥機器等の納品の際に出た不要な梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。
- ⑦納品される製品について、シリアルナンバー及び MAC アドレス等の機器情報を CSV 形式にて提出すること。

### (4) LTE/4G 通信

- ①市内において、モバイル環境通信回線を安定的に利用できること。また、調達する学習用端末は全て LTE/4G 通信で動作するように設定すること。
- ②月間利用可能通信容量は、20GB 以上のプランとし、前月分の残容量を繰り越しできること。また、容量を超えた場合でも課金されることなく低速で動作すること。
- ③短期間で一時的に大量のデータ通信を利用（例：3 日間で 5GB 等）した場合でも、通信速度が制限されないこと。
- ④端末を紛失した場合、通信状況をもとに検索できること。
- ⑤LTE 通信利用にかかる初期費用、月額利用料（データ通信料、ISP 利用料、ユニバーサルサービス料等）についても期間内同額とし契約に含むこと。
- ⑥導入対象校周辺及び児童生徒の自宅において通信状況が悪い箇所があり、当該利用者からの申告があった場合、その説明と改善検討を行うこと。改善に係る費用等は通信事業者側の負担とする。
- ⑦Web を通じて通信回線ごとの利用明細・内訳書、利用時間等の統計情報を閲覧・集計できること。また、通信量の監視、アラート通知により極端な通信利用を可視化できるサービスを付加すること。
- ⑧感染症対策や災害等により、家庭での学習機会が必要とされる場合や、GIGA スクール構想を機に、全国で学習用端末を利用した学習方法の変化が見込まれる場合は、柔軟な容量対応を検討、対応できること。

- ⑨受託者は大規模災害発生時において通信確保のための体制、設備を有すること。
- ・無線局の無停電化、24 時間以上の電力確保
  - ・車載型/可搬型移動無線局による迅速な通信回復体制の確保等
- ⑩通信サービスの利用期間は端末の賃貸借期間に合わせる。延長した場合でも、新たな事務手数料や解約金等が発生しないこと。
- ⑪海外での通信利用を制限すること。
- ⑫キittingや本稼働前の通信料の取扱いについては、通信事業者側の負担とすること。

## (5) 学習ソフトウェア

学習用端末で以下の学習用ソフトウェアを利用可能とすること。

ソフトウェア	磐田市版メーカー窓口等
Google Workspace	—
ロイノート・スクール	株式会社 LoiLo 045-228-9446
ドリルパーク まるぐランド	株式会社 ベネッセコーポレーション 担当営業：鈴山 070-8683-2022
Win Bird 授業支援 for Chrome	ウィンバード株式会社 担当営業：岡田 053-595-1255
その他想定する ソフトウェア	写真・動画撮影、編集ソフト/QR コード読み込み/ プログラミング教材/インターネットブラウザ/遠 隔・オンライン教育等学習に有用なものを提供す ること

以下の Web フィルタリングソフトウェアを設計・構築・実装すること。

項目	仕様 (i-FILTER と同等)
全般	国内で開発・販売されている製品で、日本語によるサポート対応が可能であること
外部攻撃対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性が確認されている Web サイトへのみアクセスを許可し、未登録サイトへのアクセスをブロックすることが可能な DB を搭載していること</li> <li>・安全性が確認されている Web サイトへのアクセスのみを許可した場合に授業に影響なく利用できる仕組みを標準搭載していること</li> </ul>
出口対策	フィルタリングの DB が 1 営業日に最低 4 回は更新されること
内部漏洩対策	・Web サービスを機能ごと・組織ごとに制御する機能を有

	<p>し、Web サービスごとの「ログイン、書き込み、アップロード」等操作ごとの制御ができ、それらの設定は同一の管理画面上のボタン1つで簡潔に実施できること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者画面の二段階認証を行うことで不正ログイン防止を強化できること</li> <li>・Web サイトへのデータ送信 (POST) 規制ができること</li> <li>・Web サービスにて生成 AI のサービス毎の制御ができること</li> </ul>
Web フィルタリング機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FQDN だけでなく下位のページの URL でもフィルタリングが可能であり、ログに残ること</li> <li>・セーフサーチ (検索エンジンによる検索結果制御機能) の強制的な設定が可能であること</li> <li>・セーフサーチの対象サイトが DB 配信され、対象サイトの仕様変更があった場合でも、製品をバージョンアップすることなく継続的に強制化が可能であること</li> <li>・メーカーが推奨するフィルタリング設定のテンプレートが用意されていること</li> <li>・日本の組織に応じたグループ・ユーザー管理ができ、それを基にフィルタリングルールの設定ができること</li> <li>・ACL でのフィルタリングルールの設定ができること</li> </ul>
ブロック画面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック画面をカスタマイズできること</li> </ul>
ログ・レポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レポート機能が無償で付属されており、外部 DB を用意せず利用可能なこと</li> <li>・別途ソフトウェアをインストールせずとも、同一の管理画面上でユーザーのインターネット利用状況の詳細な可視化・分析が可能なこと</li> </ul> <p>※以下項目が表示可能なこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ユーザーのインターネットの利用有無</li> <li>②早朝/午前/午後/学校外/深夜ごとの利用人数</li> <li>③グループ別のインターネット利用率の分布</li> <li>④利用時間単位の利用人数分布</li> <li>⑤Web サービスごとの利用人数、ユーザー及びグループごとの詳細なアクセス分析</li> </ol>
ユーザー管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーの Web 利用の時間制限ができること</li> <li>・特定の曜日・日付・時間単位でフィルタリングルールの設定が可能なこと。また、祝祭日設定が可能なこと</li> <li>・長期期間休みやテスト期間等の任意の日時を管理者で指定のうえ、フィルタリングルールの反映が可能なこと</li> </ul>

※上記参考品以外を選択する場合は、事前に教育委員会に対し、同等品以上であることの説明を行い、承認を得ること。

- ①ソフトウェア・サービスについては有償・無償を問わないが、有償の場合は導入費及び5年間の使用料を見込むこと。また、無償利用可能期間等も考慮して積算すること。
- ②ソフトウェアの調達、提供に当たっては、ソフトウェア自体の更新や製品の見直しによる入替など、ハードウェアの更改時期に縛られずに柔軟な運用対応ができるよう、クラウド製品の採用を検討すること。
- ③一斉授業、共同学習、個別学習等、効果的に活用できるように、必要となる各ソフトウェアの設定も行うこと。

## (6) 運用・保守

迅速な対応ができるよう保守拠点を県西部地域に置くこと。また、運用・保守に係る報告定例会議等を月次で開催すること。

### ■ヘルプデスクの運営及びサポート対応

#### ①問合せ対応、問合せ管理

- ・平日午前9時から午後5時の間、電話・メールでの問い合わせが可能なヘルプデスク窓口を用意すること（夏季・年末年始休業等については事前に教育委員会と調整すること）
- ・学校、教育委員会、ICT支援員からの電話対応を行い、障害があった場合には一次切り分けを行うこと
- ・端末の故障、紛失、盗難等の問合せを受け付けること
- ・問合せ対応には、校務用端末の使用における不具合対応等も含むこと
- ・現地での対応が必要な場合には、実際に現地に赴き各種対応を行うこと
- ・問い合わせの内容がソフトウェアに起因する場合であっても、メーカー窓口等にエスカレーションするなどの対応をとること
- ・問合せ管理台帳を作成し、問合せ内容や故障台数等は月次の定例会で報告を行うこと
- ・納品後の初期不良、自然故障（メーカー保証期間中問わず）、リコール等が発生した場合でも、同一窓口で受付を行うこと

#### ②機器等の障害対応

- ・メーカーによる保証及び保守を1年間無償で備えること
- ・端末の故障、紛失、盗難があった際には迅速に調査し、先出方式で予備機と交換対応を行うこと
- ・純正のACアダプタやケーブル、本体に付属されるタッチペンについても対応すること

- ・軽微な不具合の場合には、交換対応ではなく修理対応を行うこと
- ・予備機については、納品時と同様のテープラベルを張り、そのまま授業等で使える状態にして入れ替えること
- ・SIM 情報や MDM のライセンスの付け替え等を行い、アカウント台帳と連動した端末管理を行うこと。なお、交換対応に係る eSIM 等の手数料が発生する場合は通信事業者側で負担すること
- ・端末本体、GoogleID 等のパスワードリセットの要望があった際には遠隔操作で対応すること

### ③機器等の資産管理

- ・端末管理台帳を作成し、端末の個数、故障数、状態を管理し定例会で報告すること
- ・周辺機器の個数を管理し、定例会で報告すること（周辺機器：充電器、ケーブル、タッチペン、変換ケーブル等）
- ・転入生の端末を設定し、該当の学校へ追加配置すること
- ・転校生の端末の回収、再配置を行うこと
- ・転出生の端末を回収し、端末内のデータを削除した上で保管すること

### ④学習用端末の設定

- ・発注者との協議の上、必要な設定については Google 管理コンソールを操作し管理下の端末へ設定変更を行うこと
- ・ソフトウェアのインストールや、機能制限等、学習用端末の利用について、端末管理ツールを用いて速やかに対応すること
- ・有害サイトのブロックなど Web フィルタリング情報の管理・設定を行うこと
- ・特別対応が必要な児童生徒に対して、個別の設定、機器の貸出や回収を行うこと
- ・機器の設定変更の情報は、随時 ICT 支援員と連携すること

### ⑤児童生徒アカウントの管理

- ・アカウント管理台帳を作成し、アプリケーションやソフトウェアライセンスのアカウント及び名簿の管理、年度更新を行うこと
- ・転入生のアカウントを作成し、学校及び教育委員会に連絡すること
- ・転校生のアカウントを修正し、学校及び教育委員会に連絡すること
- ・転出生のアカウントを停止し、学校及び教育委員会に連絡すること
- ・児童生徒の姓名が変更された場合には、各アカウントと名簿の更新作業を行うこと
- ・アプリケーションの Google アカウント SSO 設定を行うこと
- ・端末と使用者の対照表を作成し、管理すること

### ⑥教員アカウントの管理

- ・アカウント管理台帳を作成し、アプリケーションやソフトウェアライセ

ンスのアカウント及び名簿の管理、年度更新を行うこと

- ・年度途中の異動の際には、都度アカウントの追加や削除の対応を行うこと
- ・アプリケーションの Google アカウント SSO 設定を行うこと
- ・端末と使用者の対照表を作成し、管理すること

#### ⑦アプリケーションの配布と更新

- ・CEU/GGL については、環境設定の構成プロファイル作成・配布を行うこと
- ・導入検討する各種アプリケーションの検証を行うこと
- ・必要に応じて各端末にアプリケーションの配信を行うこと
- ・年度更新の際には、各アプリケーションに名簿情報を反映させること

#### ⑧年度更新

- ・余剰分となる端末を回収し、各校の不足分を確認した上で再配置すること
- ・端末回収作業は受注者にて行うこと。回収に係る諸経費は受注者の負担とする

#### ⑨情報収集（運用で必要な各種情報）

- ・各校から Web フィルタリングのブラックリスト、ホワイトリストの要望を収集し、発注者と協議の上端末に設定すること
- ・通信容量を超過し低速化した端末を特定し、学校へ連絡すること。また、月次の状況を学校及び定例会で報告すること
- ・Google ドライブのストレージ残量を管理し、定例会で報告すること
- ・その他運用に有用な情報を取得し、報告すること

#### ■ネットワークトラブル対応

LTE/4G 接続に不具合が生じた場合には、通信キャリアと連携して電波状況の確認と対策を行うこと

#### ■充電保管庫管理

- ・必要に応じて、各保管庫の充電タイマーの設定変更や、タイマー時計の再設定を行うこと
- ・保管庫に不具合が生じた場合、または破損や故障が生じた場合には、修理や取り次ぎの対応を行うこと

#### ■予備機の管理、保管

- ・受注者において予備機、余剰機（児童生徒減分）の保管を行うこと。
- ・故障時対応や研修会等で予備機を利用する場合には、設定、配送、回収、初期化の対応を行うこと

#### ■その他

- ・運用の改善、変更を必要とする場合は、その都度打ち合わせを開催すること
- ・仕様書に規定のされていない事項または解釈に疑義が生じた場合は、都

度、委託者・受託者協議のうえ、定めるものとする

## (7) 研修等

構築期間、賃貸借期間において、教職員のスキル・要望に合わせた研修を企画・実施すること。

### ■Google 系アプリケーション

- ①集合研修は年1回程度とし、研修内容、実施時期は、協議の上決定する。
- ②研修内容は、全国の事例やノウハウを幅広く収集した内容で策定すること。
- ③研修に必要なテキスト等は必要部数用意すること。
- ④集合研修によらない効果的なオンライン研修や教材等も提供すること。
- ⑤実務の中で問い合わせ（質問）が可能な窓口を設けること。

### ■本市が制定する教育情報セキュリティポリシーを教職員に理解・浸透させることを目的に、以下の項目について提案すること。

- ①教育情報セキュリティポリシーに定める、年1回以上の教職員向けの研修を3年間提供すること。4、5年目には教育委員会ならびに各学校教職員が同様の研修を行えるよう、必要な知見や資料等を提供すること。
- ②上記研修に付随して、教育委員会ならびに各学校教職員からの質疑応答を最大で3年間にわたって随時受け付けること。
- ③契約期間中、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂が行われた場合、本市に対し、対応が必要と考えられる内容について必要な助言を行うこと。また、本市が教育情報セキュリティポリシーの改訂を行う際には、その支援を行うこと。